

入居住宅に関する状況通知書

(不動産媒介業者等記載欄)

記入例

ている住宅に関する以下について通知します。
ないことの確認事項について相違ありません。また、必要に応じて暴力団
の確認につき、自治体が官公署から情報を求めることを同意します。

国立市長様

年 月 日

この欄は、貸主もしくは貸主から委託を受けている事業者
が記入します。

※5は、該当する申請者はチェックボ
ックスの□に☑を入れてください。

- ※5 クレジットカード払いにより賃料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスのいずれかにチェックすること。
なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、クレジットカード払い不可。
 - 賃料の支払いは、クレジットカードを使用する方法に限定している。
 - 口座振込又はクレジットカード払いとすることができるが、途中変更ができない。
 - 口座振込に変更することができるが、変更手続きに時間を要する(〇月から変更可能)

この欄は、貸主もしくは貸主から委託を受けている事業者が記
入します。

1 ページ目※5のチェックボックス□に☑をした方は、下記の欄をご記載ください。

【1 ページ目※5のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

- 以下に記載する、借入人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。
- 上記の場合であっても、支払い方法の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込むことができることとなった場合は、すみやかに本様式の再提出及び様式1-3の提出により、変更支給申請を行うことに同意します。
- 自治体の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	借入人の振込口座	刃がナ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普通・当座
		口座番号	

申請者全員が、記入してください。

【以下は、申請者全員記載してください】

年 月 日

記名押印又は署名

氏名 国立 太郎

印

住所 国立市 ●●●●

電話番号 ●●●—●●●●

(注意事項)

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を国立市役所(自立相談支援機関)に提出してください。

(参考) 生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(抄)

第7の14(3)I. 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)」、「(様式2-2)」を受理しない旨を書面により通知し、以後、「入居(予定)住宅に関する状況通知書(様式2-1)」、「(様式2-2)」を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者(以

- 下、「役員等」という。)のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
 - ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
 - ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
 - ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
 - ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
 - ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
 - ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
 - ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

[暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号にあるとおり、「その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。]